



緊急事態宣言が解除されて少しずつ経済活動が再開される中、再び感染者数が増えており、まだまだ気を緩めることはできません。引き続き企業には、在宅勤務やフレックスタイム制など、三密を避ける工夫が求められています。

そんな中、弊社ではすでに年末調整業務に関するお問い合わせが増えております。コロナ禍の第二波・第三波に備え、自社の人事・総務部で対応しきれない事態を想定しての対策ということで、例年にも増して「WEB年調システム」に関心が寄せられています。

社会保険労務士法人トップアンドコアでは、従業員がスマートフォンから必要事項を登録できるシステムをご紹介しますことができます。人事・総務部担当者がリアルタイムに登録状況を確認できるなど、企業担当者/従業員の双方にとって使い勝手の良いシステムです。ぜひ、ご相談ください。

## ■新型コロナウイルス感染症の影響による標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響により休業を行い、その休業により報酬が著しく下がった従業員について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能となります。

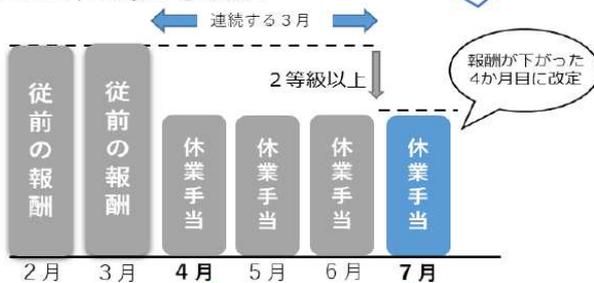
### <対象となる従業員>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業のため、令和2年4月～7月の報酬が低下した
  - ※1ヶ月のうちに1時間でも休業があればOK
- ・ 報酬が低下した月に支払われた総額が、標準報酬月額に比べて2等級以上下がった
  - ※固定的賃金の変動がない場合も対象となります
- ・ 特例改定の内容に、本人が書面で同意している
  - ※特例改定の届出に添付不要（2年間の事業所保管義務あり）



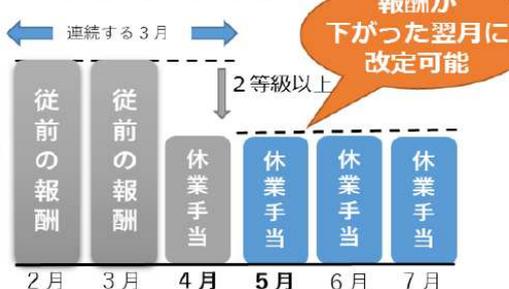
例えば **4月から休業手当が支払われた場合**  
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

### ■通常の随時改定



今回の特例を利用した場合  
**5月から改定が可能**となります。

### ■今回の特例改定



※9月以降は原則、定時決定により決定された標準報酬月額となります。

企業の人事・総務担当者にとっては、労働保険の年度更新や社会保険の算定基礎などの対応に追われるこの時期、さらに大変な手間がかかる改定ではありますが、従業員にとって給与に占める社会保険料の負担は大きく、同意書の提出があった場合には、確実に対応してあげたい手続きです。

※特例改定は任意であり、要件に該当するすべての方について届出を行う必要はありません

## ■新型コロナウイルス感染症の影響による離職票・失業手当の特例

### <失業手当の給付日数が延長に>

対象者：令和2年5月26日以降に離職した人

離職の理由：新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた人

特定受給資格者（倒産・解雇等）及び、特定理由離職者（雇止めに限る）

延長される日数：60日（以下は30日の延長のみ）

- ・30歳以上45歳未満で、所定給付日数270日の人
- ・45歳以上60歳未満で、所定給付日数330日の人

※特例延長給付は積極的に求職活動を行っている人が対象となるため、

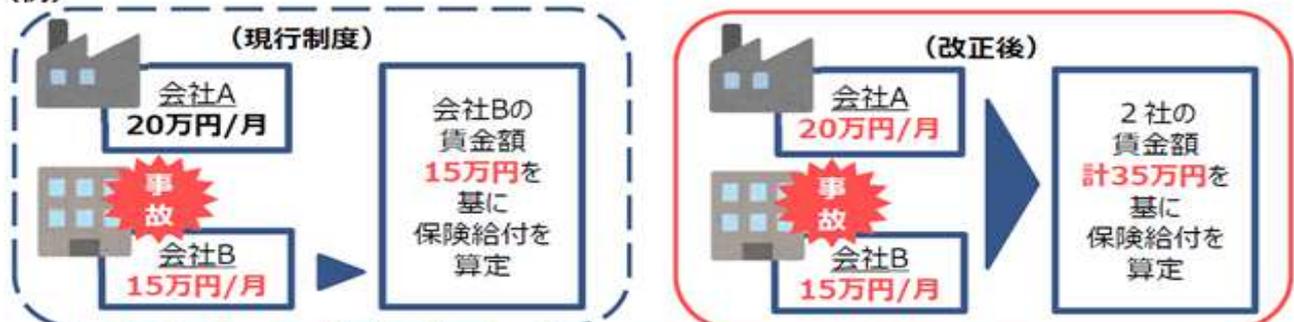
ハローワークから指示された訓練や職業指導を拒否した場合は、対象外となることがあります



## ■複数の会社で就業する場合の労災保険給付（2020年9月1日～）

労働者災害補償保険法が改正され、複数の会社で雇用されている労働者が怪我等をした場合の保険給付額が変更となります。これまでは、**災害が発生した勤務先のみ**の賃金額をもとに保険給付額が決定されていましたが、改正後は、**すべての勤務先の賃金額を合算した額**をもとに決定されることとなります。

(例)



※ 対象となる給付は、休業（補償）給付、遺族（補償）給付や障害（補償）給付などです。

上記のほか、脳・心臓疾患や精神障害などの負荷（労働時間やストレス等）についても、改正後は以下のように変わります。

それぞれの勤務先ごとに負荷を個別に評価して**労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷**を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断する



## ■自己都合等による離職時の失業手当の給付制限期間が短縮（2020年10月1日～）

正当な理由がない自己都合により退職した場合、失業手当を受給できるまでに給付制限が設けられています。現行では「3ヶ月」のところ、**改正により「5年間のうち2回までは2か月」**となります。

※ただし、「自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限は「3ヶ月」のままです

### 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP ター名古屋 7F TEL : 052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビシネスセンタービル 6F TEL : 092-273-0503

E-mail : [info@topandcore.or.jp](mailto:info@topandcore.or.jp) <http://www.topandcore.com/>

